261116版

令和8年度
工事調達における総合評価落札方式の運用ガイドライン　一部改定について

令和8年10月1日以降に公告する工事に適用

令和8年8月
企画部技術管理課

国土交通省 中部地方整備局

Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和8年度総合評価ガイドラインの一部改定について

国土交通省
中部地方整備局
Chubu Regional Development Bureau , MLIT

建設業における担い手の確保・育成（企業・技術者の両面からの対策）

（1）新規 若手技術者に主任（監理）技術者の経験機会を確保する「専任補助者制度」の活用

働き方改革・参加者負担の軽減

（2）改定　入札のスケジュール見直し（技術提案評価型S型　WTO）

既存の評価項目のPDCAチェック（技術力の正当な評価と受注機会の確保の観点からのチェック）

（3）改定　工事成績（工事成績評定点の傾向を反映した評価内容の見直し）

（4）改定　新技術の活用実績（評価対象期間の見直し）

（5）改定　インフラDXの取り組み実績（ICT活用工事実績の除外）

（6）継続　ICT施工技術の活用（R8.4.1改定内容の継続）

（7）改定　登録基幹技能者の配置（建設マスターの追加）

（8）廃止　高度なマネジメント（PPP等）実施実績

その他

（9）改定　S型WTO非段階選抜方式、チャレンジ型の評価（WLB推進企業の評価）※R8.12月以降公告より

（10）試行継続 自治体評価型の導入

（1）新規 専任補助者制度の活用

改定内容

○現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、**専任補助者制度の対象工事を拡大**する。経験豊富な専任補助者を配置することで、主任（監理）技術者の施工経験を緩和し、若手技術者の配置を可能とする。

・令和7年度より技術提案型（S型・WTO・段階選抜方式）で試行を始めたが、令和８年度より適用範囲を拡大。
（対象工事種別：一般土木工事、維持修繕工事、橋梁補修工事）（本官工事・分任官工事共）
・専任補助者制度活用の有無は、契約締結後から工事着手前までに選択が可能（競争参加要件・加点項目としない）

専任補助者活用イメージ

主任（監理）技術者



ベテラン技術者Ａ

経験豊富な
ベテラン技術者Ａを
配置予定技術者として入札
公告時に申請

落札決定後

契約時（契約締結後から工事着手前までに選択可能）

若手技術者Ｂを
主任技術者(監理技術者)として専任配置



若手技術者B

※主任（監理）技術者の実績は若手に付与（表彰等の対象となる）

※若手技術者Bの条件
- 主任（監理）技術者となりうる資格を有するもの
- 施工経験は緩和

配置予定技術者Ａは、
専任補助者として現場に専任配置



ベテラン技術者Ａ

※現場代理人、担当技術者の兼任可

入札公告記載例

1　工事概要

本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。なお、専任補助者を配置する場合は、契約締結後工事着手前までに、配置した主任技術者又は監理技術者の中から選定するものとし、受発注者間の協議によって決定する。

専任補助者は、本工事の他の役職（現場代理人、担当技術者）を兼務することができる。ただし、本工事に専任するものとし他工事との兼務は認めない。

なお、専任補助者を配置する場合、専任補助者以外の主任技術者又は監理技術者の施工経験は、一般土木工事又は●●工事の施工経験（代要件）に代えることができる。

（２）改定　入札のスケジュール見直し

改定内容	○参加者の入札手続き負担軽減及び働き方改革を推進し、より入札しやすい環境を確保するため、入札のスケジュールを見直す。

・技術提案評価型S型　WTO　のみ【営繕除く】（令和8年4月から開始）

入札スケジュールの変更点

発注方式	概要	トータル日数		備考
		変更前	変更後	
技術提案評価型 S型 WTO 段階選抜 （簡易確認型）	•一次審査の提出日を、 見積無：**10日→15日以上**（土日祝含む）、 見積有：**14日→20日以上**（土日祝含む） に延長 •単価・歩掛の公表を、 一次審査結果の通知と同日公表、 もしくは**少なくとも７日を確保** •一次審査結果の通知～提出までの期限を **３１日以上から４０日以上に延長**	約80日 ※WTO段階型（簡易確認型） ※見積無の場合 ※最も短い期間の場合	**約94日** ※WTO段階型（簡易確認型） ※見積無の場合 ※最も短い期間の場合	**技術提案評価型S型WTOを改定対象。**

（3）改定　工事成績

P 品質確保のため工事成績を評価

D 【企業】施工能力評価型：R5GLで加点対象者の最低点を1点上昇
S型（拡大）ではR4GLで区分を見直し、R5GL以降変更なし

C 企業の能力の対象となる過去4年の工事成績平均点は、施工能力評価型、S型ともに上昇

A **経年的な平均点の上昇を踏まえ、企業の能力（施工能力評価型・S型）の配点内訳を変更**

（企業の能力）

施工能力評価型Ⅰ・Ⅱ

配点（R7GL）	3点	2.5点	2点	1.5点	1点	0.5点	0点
【現行区分】 企業の工事成績 （過去4年）	81点以上	80.5点以上 81点未満	80点以上 80.5点未満	79.5点以上 80点未満	79点以上 79.5点未満	77点以上 79点未満	65点以上77点 未満
改定内容	**82点以上**	**81点以上 82点未満**	**80.5点以上 81点未満**	**80点以上 80.5点未満**	**79.5点以上 80点未満**	**78点以上 79.5点未満**	**65点以上 78点未満**

S型（拡大）

配点（R7GL）	2点	1.5点	1.2点	1点	0.7点	0.5点	0点
【現行区分】 企業の工事成績 （過去4年）	82点以上	81点以上 82点未満	80.5点以上 81点未満	80点以上 80.5点未満	79.5点以上 80点未満	79点以上 79.5点未満	65点以上 79点未満
改定内容	**82点以上**	**81.5点以上 82点未満**	**81点以上81.5 点未満**	**80.5点以上81 点未満**	**80点以上80.5 点未満**	**79点以上 80点未満**	**65点以上 79点未満**

（4）改定　新技術の活用実績

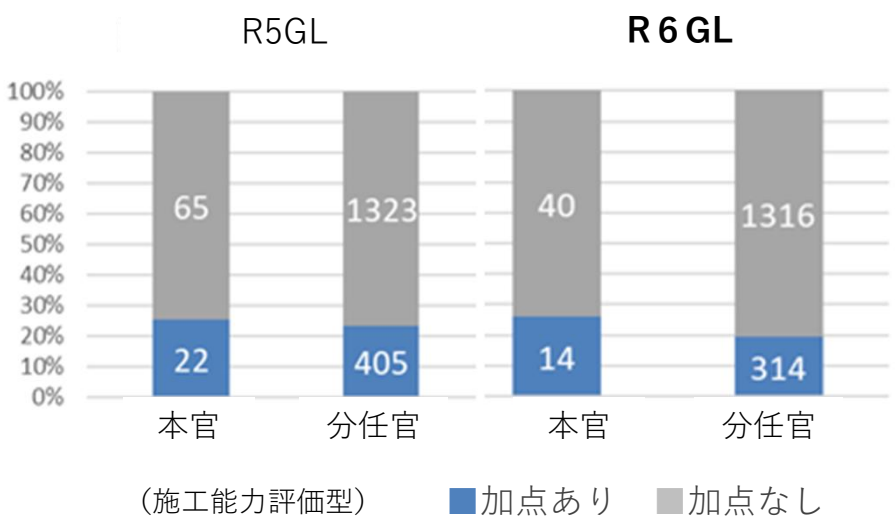
P　新技術の活用推進として、新技術活用のインセンティブを目的に導入　（R1GLから導入）

D　・評価対象は同種工事で基準日から2年以内の実績を対象に加点
・R4GLまでは、4件以上を2点、1件以上を1点としていたが、R5GL以降は配点を半分（1点）に変更

C　R6GLに基づく分任官では加点割合が約2割程度（R5GLと同等）

A　**対象期間を基準日から2年以内から4年以内に拡大**

＜参加者の加点状況＞



（※R6GL：R7.12契約まで）

＜評価基準・加算点＞

対象：施工能力評価型（分任官・本官）
チャレンジ型、S型（拡大）で評価

【 R7GL 】

評価基準	評価	配点
• 競争参加資格を満たすことを証明するために提出された技術者の同種（類似）工事において、新技術情報提供システム（ＮＥＴＩＳ）に掲載された新技術の活用がある場合に評価 • 審査及び評価の基準日から遡って工期末の翌日が2年以内の工事が対象	実績あり	4件以上：1点 1件以上4件未満：0.5点 0件：0点

▼ 改定

【 R8GL 】

評価基準	評価	配点
• 競争参加資格を満たすことを証明するために提出された技術者の同種（類似）工事において、新技術情報提供システム（ＮＥＴＩＳ）に掲載された新技術の活用がある場合に評価 • 審査及び評価の基準日から遡って工期末の翌日が**4年以内**の工事が対象	実績あり	4件以上：1点 1件以上4件未満：0.5点 0件：0点

（5）改定　インフラDXの取り組み実績

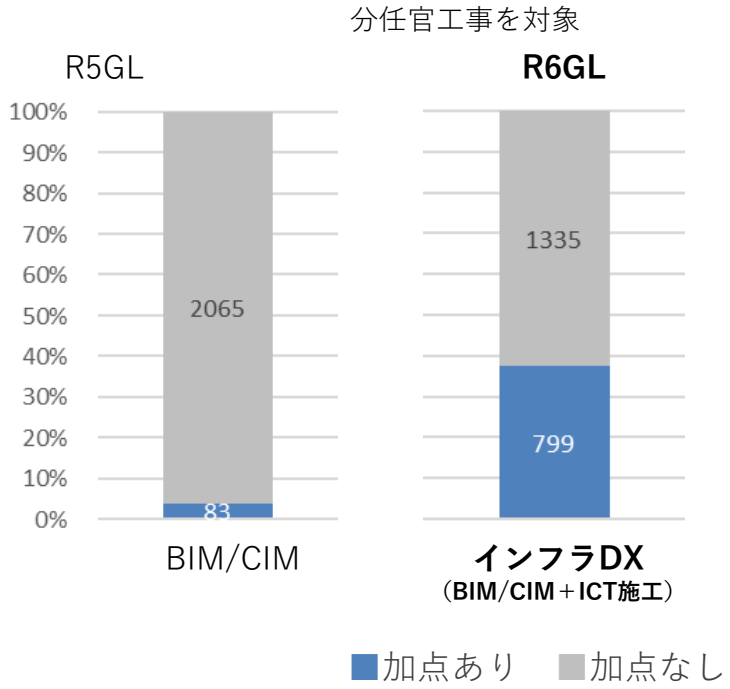
P　インフラDX推進のインセンティブを目的に導入
（R1GLからR5まではBIM/CIM工事実績を評価、R6GLより ICT活用工事実績を追加）

D　・ICT活用工事またはBIM/CIM活用工事の実績がある場合に評価（ICT活用工事は土工・河川浚渫工が対象）
・2件以上を1点、1件以上を0.5点として評価

C　・ICT活用工事の原則化によりICT土工及びICT河川浚渫工は全て発注者指定型で実施
・ R6GLに基づく分任官では加点割合が約4割程度

A　**ICT土工及びICT河川浚渫工については、発注者指定型として契約条件に基づき実施するものであるため、評価対象外とする。**

＜参加者の加点状況＞



＜評価基準・加算点＞

対象：施工能力評価型（分任官・本官）企業能力評価型、S型（拡大）で評価

【 R7GL 】

評価基準	評価	配点
• 元請けとして完成・引き渡しが完了したＩＣＴ活用工事またはＢＩＭ/ＣＩＭ活用工事の実績がある場合に評価（本発注工事と工事種別が同じものが対象） • 工期末の翌日が審査及び評価の基準日から遡って２年以内の工事	実績あり	2件：1点 1件：0.5点 0件：0点

▼ 改定

【 R8GL案 】

評価基準	評価	配点
• 元請けとして完成・引き渡しが完了した~~ＩＣＴ活用工事または~~ＢＩＭ/ＣＩＭ活用工事の実績がある場合に評価（本発注工事と工事種別が同じものが対象） • 工期末の翌日が審査及び評価の基準日から遡って２年以内の工事	実績あり	2件：1点 1件：0.5点 0件：0点

（※R6GL：R7.12契約まで）

（6）継続　ICT施工技術の活用

P　評価の内容：ICT施工・i-Constructionの推進を目的に、過去に「ＭＣ、ＭＧ」を活用した施工の実績（ICT土工：発注者指定型）、当該工事でＩＣＴ施工技術を全面的に活用する計画がある場合に評価。適用開始年度：H23年度～

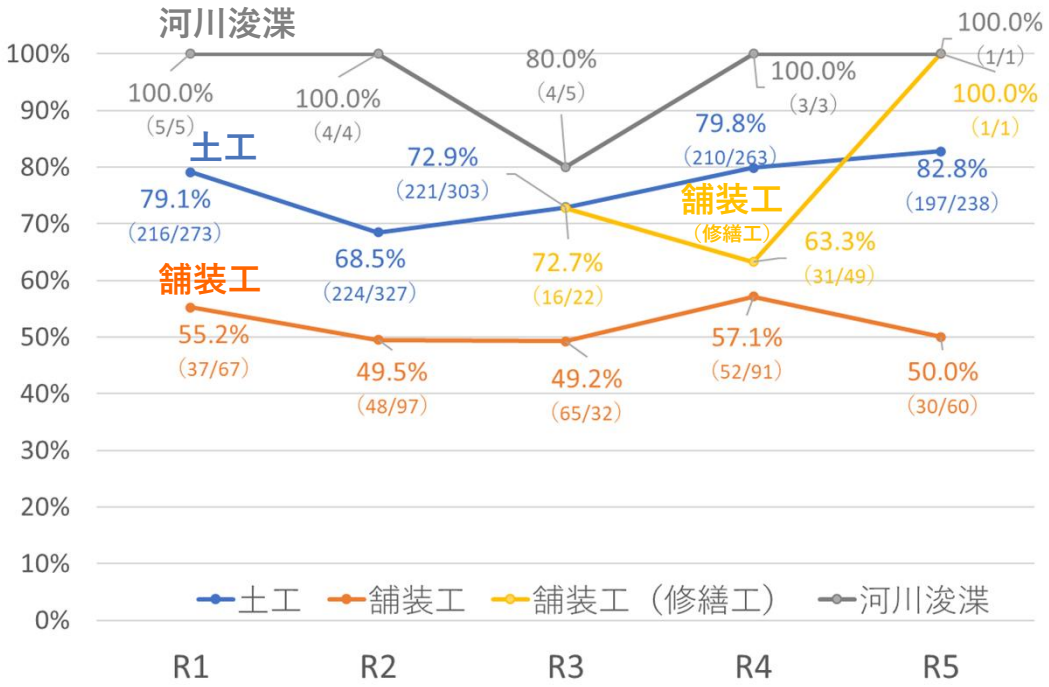
D　ICT活用工事のうち、ICT土工、ICT河川浚渫については、実施率が約８割～約１０割で推移。ICT舗装工、ICT舗装工（修繕工）については、対象工事数も少なく、約５割程度にとどまっている。

C　「ICTの全面的な活用」の実施要領等※1において、ICT土工、ICT河川浚渫工、ICT舗装工の普及に伴い、**施工者希望Ⅰ型が廃止され、総合評価落札方式において加点措置を行わない**こととされた。　※ICT土工、ICT河川浚渫工はR6GLにて廃止、 ICT舗装工はR7GLにて廃止

A　実施要領等で施工者希望型で発注される**ICT舗装工（修繕工）に限り加点評価**　**※R8.4.1改定済**

※1:「i-Constructionにおける「ＩＣＴの全面的な活用」の実施要領等について（R6/3/26 国技建管第17号 国技建調第２号 国技施第35号）

＜ICT活用対象工事におけるICT施工実施率の推移※2＞



※2 ICT活用工事におけるICT施工を実施した割合。
　グラフ中のカッコ書は実施工事件数/対象工事件数を示す。

＜評価基準・加算点＞

【 R7GL 】

ICT施工技術の活用	R5GL
ICT土工（発注者指定Ⅱ型）	R6GLにて廃止
ICT土工（施工者希望Ⅰ型）	R6GLにて廃止
ICT舗装工（施工者希望Ⅰ型）	R7GLにて廃止
ICT河川浚渫工（施工者希望Ⅰ型）	R6GLにて廃止
ICT舗装工（修繕工）（施工者希望Ⅰ型）	実施 1点

【 R8GL 】

継続

ICT舗装工（修繕工）に限り加点評価

（7）改定　登録基幹技能者の配置（建設マスターの追加）

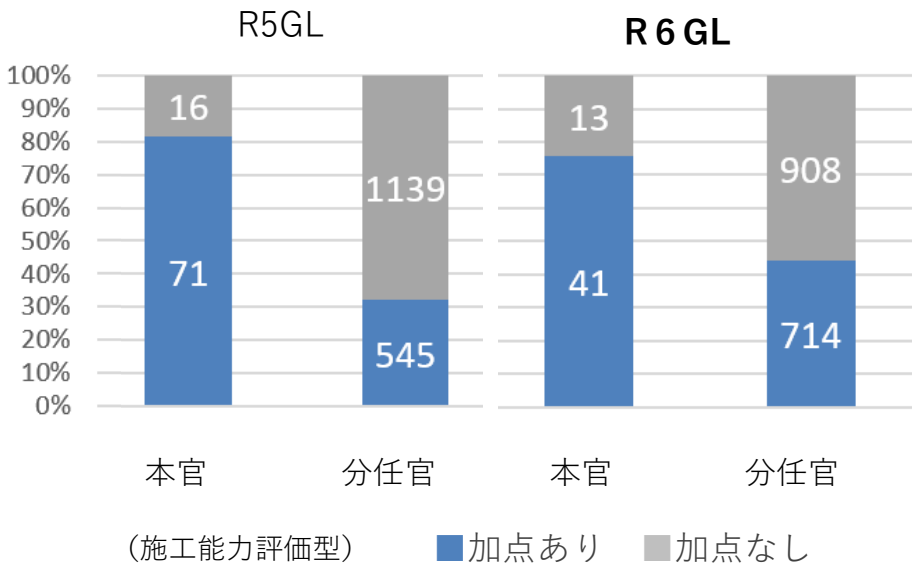
P 工事品質向上のため、熟達した作業能力と豊富な知識を持つ登録基幹技能者の配置を評価

D 登録基幹技能者を配置する場合に1点加点　（R1GLまで任意項目、R2GLより必須項目）

C 登録基幹技能者の配置だけでなく、卓越した技術・技能を有する**建設マスター（優秀施工者国土交通大臣顕彰　被顕彰者）**の配置も工事品質向上には有効

A 登録基幹技能者に加え、**建設マスターの配置を評価**

＜参加者の加点状況＞



（※R6GL：R7.12契約まで）

＜評価基準・加算点＞

対象：施工能力評価型（分任官・本官）、企業能力評価型、チャレンジ型、S型（拡大）で評価

【 R7GL 】

評価基準	評価	配点
• 本発注工事の施工に係る登録基幹技能者を、元請け（監理（主任）技術者は除く）または一次下請企業が配置する場合に評価 • 審査基準日において登録基幹技能者の認定を受けている場合が対象	配置あり	配置する：1点 配置なし：0点

▼ 改定

【 R8GL案 】

評価基準	評価	配点
• 本発注工事の施工に係る登録基幹技能者または建設マスターを、元請け（監理（主任）技術者は除く）または一次下請企業が配置する場合に評価 • 審査基準日において登録基幹技能者の認定または建設マスターの顕彰を受けている場合が対象	配置あり	配置する：1点 配置なし：0点

（8）廃止　高度なマネジメント（PPP等）実施実績

P　工事規模が大きいS型拡大やS型WTO工事を対象に高度なマネジメント実績に対するインセンティブ評価として導入

D
- R4GL以前のS型WTO段階選抜の加点では1点配点
- R5GL以降のS型拡大、S型WTOの配点も1点

C
- R5GLでは加点対象者は０件
- R6GLではS型拡大工事なし

A　経年的に加点者が少ないため、**廃止**

＜参加者の加点状況＞

- **R5GL**　加点者なし
- **R6GL**　対象工事なし

※拡大工事

【 R7GL 】　＜評価基準・加算点＞

対象：S型（拡大）および段階選抜一次選抜でも評価

評価基準	評価	配点
• 配置予定技術者が、過去に事業促進ＰＰＰ、ＰＭ／ＣＭ、技術協力業務（ＥＣＩ）のいずれかに技術者として従事した経験の有無を評価 • 期間は設定しない	経験あり	1点

【 R8GL案 】

廃止

（9）改定 S型WTO非段階選抜方式、チャレンジ型の評価（WLB推進企業の評価）

改定内容

○ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業を加点評価する取組を、総合評価落札方式で発注する**全ての工事に拡大**する。

- ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業（以下「WLB企業」という。）を加点評価する取組について、S型WTO非段階選抜及びチャレンジ型を追加。
- 令和８年12月以降に公告する工事に適用開始する。

～R4GL	R5GL	R7GL	R8GL
S型(WTO)段階的選抜方式のみ	**S型(WTO)(非WTO)及び本官工事、**WTO段階選抜方式	**総合評価のほぼ全工事に適用**（WTO非段階、チャレンジを除く）	**総合評価の全工事に適用**

拡大 → 拡大 → 更に拡大

＜配点：S型WTO非段階選抜方式＞

赤字がR8 GL改定箇所

評価項目	加算点
技術提案	60点
企業の能力	―
技術者の能力	―
加算点合計	60点

賃上げ加点	2点
WLB推進企業	1点/0.5点※
時間外労働に関する法令違反　減点	-3点

※　一般土木A等級･B等級、及び建築工事A等級･B等級の工事は 1点、それ以外の工事は0.5点

＜配点：チャレンジ型＞

赤字がR8 GL改定箇所

評価項目			加算点		
施工計画					15点
企業の能力	能力	･･･	･･･	4点	15点
	精通度	･･･	･･･	9点	
	その他	新しい担い手技術者	1点	最大2点	
		WLB推進企業	0.5点		
		･･･	･･･		
技術者の能力	･･･	･･･	･･･	･･･	5点
加算点合計					35点

賃上げ加点	2点
時間外労働に関する法令違反　減点	-3点

（10）試行継続 自治体評価型の導入

○直轄工事の受注実績がない企業の参入機会を確保し、担い手の中長期的な育成・確保、地域における対応力強化を目的としてR7年度に自治体実績評価型（施工能力評価Ⅱ型）の試行を実施。R8年度も試行を継続する。

（自治体実績評価型の特徴）
・直轄工事の受注実績がない企業の参入機会を確保するため、**各県の同種・類似工事の施工実績、地域社会の維持管理実績を直轄と同様に評価**。また、**各県の工事成績評定点及び優良工事表彰を評価対象に追加**。
・工事難易度の低い施工能力Ⅱ型を対象。

対象工事

以下の全ての条件を満たす工事
① 分任官工事
② 施工能力評価Ⅱ型
③ 工種区分：一般土木C、維持修繕
④ 発注時工事難易度：Ⅱ以下

評価手法

- 各県の同種・類似工事の施工実績を直轄と同様に評価
- 各県の地域社会資本の維持管理実績を直轄と同様に評価
- 各県毎の成績評定の平均点を基に評価加点
- 各県の優良工事表彰の有無を評価加点

評価項目		
企業の能力等	能力	同種・類似工事の施工実績 ※1
		企業の工事成績 ※2
		表彰等 ※2
	精通度	地域内の拠点の有無
		…
		地域社会資本の維持管理実績 ※1
	その他	難工事指定対象工事の実績
		新しい担い手技術者の活用
		…
技術者の能力	能力	同種・類似工事の施工実績 ※1
		配置予定技術者の工事成績 ※2
	その他	継続教育（CPD）単位の取得状況
		新技術の活用実績
		…

※1：直轄と同様に評価
※2：県実績も評価

→ 評価の変更なし

運用ガイドラインにおける変更箇所の記載例

3-5-3 評価項目一覧 における変更箇所の記載例

評価項目				配点						
				3点	2.5点	2点	1.5点	1点	0.5点	0点
企業の能力（～8点）	同種、類似工事の施工実績（過去15カ年）	より同種性が高い	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」	○						
			上記以外の国の機関		○					
			政府関係機関							
			都道府県・政令市およびその関係機関			○				
			市町村・民間事業							
		同種性が認められる	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」				○			
			上記以外の国の機関					○		
			政府関係機関							
			都道府県・政令市およびその関係機関						○	
			市町村・民間事業							
		類似	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」							○
			上記以外							○
	企業の工事成績	・中部地方整備局発注工事（港湾空港関係除く）の工事成績平均点で評価 ・上記実績がない場合は「見なし65点」 ・審査及び評価の基準日の直前の表彰月の翌月の前年度から遡って4年間の間に引き渡しが完了した工事		3点	2.5点	2点	1.5点	1点	0.5点	0点
				82点以上	81点以上 82点未満	80.5点以上 81点未満	80点以上 80.5点未満	79.5点以上 80点未満	78点以上 79.5点未満	65点以上 78点未満 実績無し （見なし65点）
	表彰等 （最大2点）	優良工事表彰等	・中部地方整備局長または中部地方整備局管内の事務所長等より「優良工事表彰」を本発注工事の工事種別で元請として受賞した場合に評価（港湾空港関係を除く） ・表彰月の翌月から2年後の表彰月までが対象	2点		1.5点		1点		0点
				局長表彰有り 事務所長等表彰 2年連続表彰		事務所長等表彰 1年で複数表彰		事務所長等表彰有り		表彰無し
			・中部地方整備局長より「工事成績優秀企業」として認定されている場合に評価（港湾空港関係を除く） ・認定月から2年間が対象	工事成績優秀企業認定						
		安全工事表彰	・中部地方整備局長または中部地方整備局管内の事務所長等より「安全工事表彰」を元請として受賞した場合に評価（港湾空港関係を除く） ・表彰月の翌月から2年後の表彰月までが対象	1点		0.5点		0点		
				局長表彰		事務所長表彰		表彰無し		
		社会貢献等表彰	・中部地方整備局管内の事務所長等より「社会貢献等表彰」を元請として受賞した場合に評価（港湾空港関係を除く） ・表彰月の翌月から2年後の表彰月までが対象	1点		0.5点		0点		
				2年連続表彰		表彰有り		表彰無し		
地域精通度（～最大7点）	地域内の拠点の有無	・建設業法に基づき設置された本店、支店、営業所の所在地を評価		2点		1点		0.5点		0点
				入札説明書に記載する設定地域に本店有り		競争参加条件地域内に本店有り		競争参加条件地域内に支店・営業所有り かつ中部地整管内に本店有り※2		競争参加条件地域内に支店・営業所有り
	災害対応力（最大3点）	災害活動実績	・中部地方整備局または政府調達機関等の要請を受けて緊急的に実施した中部地整管轄内外での災害・支援活動（鳥インフルエンザ、豚熱、除雪等の防疫活動等）実績が有る場合に評価 ・なお、政府調達機関等の要請による中部地整管外での災害・支援活動実績は、中部地方整備局管内の本店、支店または営業所が実施した実績のみを評価	2点				1点		0点
				①中部地整や中部地整管内事務所の要請による中部地整管内・管外での災害・支援活動実績、または②政府調達機関等の要請による中部地整管内での同実績。				政府調達機関等の要請による中部地整管外での災害・支援活動実績。		活動実績無し
		災害協定締結の有無	・「入札参加者が会員等となっている法人格を有する団体」と「中部地方整備局」、「中部地整管内の事務所」が災害協定を締結しており災害応急活動等に従事する者である場合に評価	1点		0.5点		0点		
				当該工事を発注した事務所との協定締結有り		左記以外の中部地整又は中部地整管内事務所との協定締結有り		協定締結無し		
		BCP認定の有無	・中部地方整備局が認定する「建設会社における災害時の事業継続力認定制度」について、審査及び評価の基準日において認定を受けている企業を評価	1点		0点				
				認定有り		認定なし				
	ボランティアによる地域貢献	・中部地方整備局管内における道路又は河川行政に係るボランティア活動により、中部地方整備局長又は事務所長等から、入札参加者や入札参加者が会員等となっている団体が、表彰や感謝状を受けている場合に評価 ・発注事務所の事務所長等から付与された表彰や感謝状を評価 ・中部地方整備局長から表彰や感謝状を付与された場合は、事務所管内での活動を評価		1点		0点				
				表彰有り		表彰無し				
	地域社会資本の維持管理実績	・元請けとして完成・引渡しが完了した維持修繕工事等の施工実績がある場合に評価 ・本発注工事の発注前年度から遡って4年間が対象		3点		2点		1点		
				中部地方整備局発注の「経常維持工事「24時間体制」」の実績有		中部地方整備局発注の「経常維持工事」の実績有		中部地方整備局発注の「修繕・補修・改修工事等」の2件以上の実績有（4件以上の実績がある場合は+1点）		
その他項目（～最大5点）	難工事指定対象工事の実績	・中部地方整備局（港湾空港関係を除く）が発注した難工事指定工事のうち、元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績がある場合に評価 ・工期末の翌日が審査及び評価の基準日から遡って3年以内の工事		2点		0点				
				実績有り		実績無し				
	新しい担い手（現場代理人・担当技術者）技術者の活用	・本発注工事おいて、若手技術者または女性技術者を、現場代理人または担当技術者として、配置する場合に評価		1点		0点				
				配置有り		配置なし				
	ICT施工技術の活用	・ICT活用工事に指定された工事において、本発注工事でICT施工技術を全面的に活用する場合に評価 i-ConstructionにおけるICT舗装工（修繕工）を実施 （ICT舗装工（修繕工）：施工者希望Ⅰ型）		1点		0点		※ICT活用工事限定評価		
				実施する		実施しない				
	手持ち工事量	・中部地方整備局（港湾空港関係を除く）発注の一般土木工事について、審査及び評価の基準日における契約中工事の件数に応じて評価 【予定価格3.4億円未満の一般土木工事に適用】		2点		1点		0点		
				契約件数 0～1件		契約件数 2～3件		契約件数 4件以上		
	登録基幹技能者または建設マスターの配置	・本発注工事の施工に係る登録基幹技能者または建設マスターを、元請け（監理（主任）技術者は除く）または一次下請企業が配置する場合に評価 ・審査基準日において登録基幹技能者の認定または建設マスターの顕彰を受けている場合が対象		1点		0点				
				配置する		配置しない				
	担当技術者の資格	・競争参加資格要件とは別に配置予定技術者、現場代理人及び、自社の担当技術者に、本発注工事に有用な資格を求め、その有無について評価（審査及び評価の基準日に有している資格を評価） ※As舗装及びCo舗装は必須 その他工事は、必要に応じて評価（元請）		1点		0.5点		0点		
				対象資格を有する担当技術者を単独配置		対象資格を有する監理（主任）技術者又は現場代理人を配置		配置なし		
	インフラDXの取り組み実績	・元請けとして完成・引き渡しが完了したICT活用工事またはBIM/CIM活用工事の実績がある場合に評価（本発注工事と工事種別が同じものが対象） ・工期末の翌日が審査及び評価の基準日から遡って2年以内の工事		1点		0.5点		0点		
				2件の施工実績		1件の施工実績		施工実績無し		
	WLB推進企業	・審査及び評価の基準日において以下の認定を受けている場合に評価 ①女性活躍推進法に基づく認定、②次世代法に基づく認定、③若者雇用推進法に基づく認定		1点／0.5点※1		0点				
				実績有り		実績なし				
	新技術開発に関わる受賞企業	・「国土技術開発賞（最優秀賞、優秀賞、特別賞）」「インフラDX大賞（国土交通大臣賞、優秀賞、スタートアップ奨励賞）」「中部DX大賞（大賞、奨励賞、敢闘賞）」の受賞がある場合に評価 ・審査及び評価の基準日の前年度から遡って3年間		1点		0点				
				実績有り		実績なし				
	自由設定項目（1）	・地域の実情等に応じて設定された評価項目で評価		1点		0点				
				1項目が該当		非該当				
	自由設定項目（2）	・同上		1点		0点				
				1項目が該当		非該当				
企業の工事成績（マイナス評価）		・中部地整（港湾空港関係除く）発注の令和6、7年度の工事成績で「60点未満」がある場合		－12点		－6点				
				2工事以上		1工事				

3-5-4 企業の技術力等
3-5-5 技術者の技術力 における変更箇所の記載例

（16）登録基幹技能者または建設マスターの配置

本発注工事の施工に係る登録基幹技能者または建設マスターを、元請け（監理（主任）技術者は除く）または一次下請企業が配置する場合に評価する。

評価対象工事種別	－
評価対象機関	－
評価対象期間	審査及び評価の基準日において登録基幹技能者または建設マスター等の認定を受けている場合

- 技術資料に、登録基幹技能者の種類及び、配置する工種等が記載され、登録基幹技能者の種類と、配置する工種等が本発注工事と関連があると判断できる場合に評価する。工種等とは、本発注工事の工事数量総括表に記載される工種、種別、細別とし、工種・種別・細別の全て、またはいずれかを記載するものとする。配置する工種等の記載がない場合や、工事数量総括表にない工種、種別、細別を記載した場合は、評価しない。
- 従事する登録基幹技能者は、元請が配置する監理（主任）技術者は除く。資格を確認できる書類の添付は不要とする。
- 一括発注方式により発注される工事においては、工事全てに共通する登録基幹技能者の種類及び配置する工種等である場合に評価する。
- 建設マスターの顕彰が証明できる書類を必ず添付するものとし、添付がない場合や提出書類により実績が確認できない場合は、評価しない。
- 契約書附則事項に記載する。

※評価内容の変更箇所は、運用ガイドラインの「3-5-3評価項目一覧」、「3-5-4企業の技術力等」、「3-5-5技術者の技術力」にて赤字やピンク着色で記載

問い合わせ方法

国土交通省
中部地方整備局
Chubu Regional Development Bureau , MLIT

1 メールで問い合わせ

宛先 **cbr-gikan285@mlit.go.jp**

件名 R8工事運用ガイドラインについて

本文

以下について回答下さい。

○・・・・・

○・・・・・

○・・・・・

（株）□□建設
中部 太郎
058-999-999

2 メールで回答

中部地整 技術管理課 工事入札契約
cbr-gikan285@mlit.go.jp

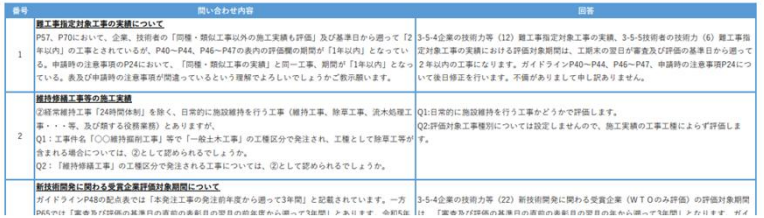
以下のとおり回答します。

（回答）

○・・・・・

3 過去の問い合わせ内容を公表

整備局トップ＞入札・契約情報＞工事
＞工事調達における総合評価落札方式の運用ガイドライン
https://www.cbr.mlit.go.jp/contract/kouji/gijutsu_h2604.htm



番号	問い合わせ内容	回答
1	**難工事指定対象工事の実績について** P57、P70において、企業、技術者の「同種・類似工事以外の施工実績も評価」及び基準日から遡って「2年以内」の工事とされているが、P40～P44、P46～P47の表内の評価期の期間が「1年以内」となっている。申請時の注意事項のP24において、「同種・類似工事の実績」と同一工事、期間が「1年以内」となっている。表及び申請時の注意事項が間違っているという理解でよろしいでしょうかご教示願います。	3-5-4企業の技術力等（12）難工事指定対象工事の実績、3-5-5技術者の技術力（6）難工事指定対象工事の実績における評価対象期間は、工期末の翌日が審査及び評価の基準日から遡って2年以内の工事になります。ガイドラインP40～P44、P46～P47、申請時の注意事項P24について後日修正を行います。不備がありまして申し訳ありません。
2	**維持修繕工事等の施工実績** 2)経常維持工事「24時間体制」を除く、日常的に施設維持を行う工事（維持工事、除草工事、流木処理工事・・・等、及び類する役務業務）とありますが、 Q1：工事件名「○○維持掘削工事」等で「一般土木工事」の工種区分で発注され、工種として除草工等が含まれる場合については、②として認められるでしょうか。 Q2：「維持修繕工事」の工種区分で発注される工事については、②として認められるでしょうか。	Q1:日常的に施設維持を行う工事かどうかで評価します。 Q2:評価対象工事種別については設定しませんので、施工実績の工事工種によらず評価します。
	新技術開発に関わる受賞企業評価対象期間について ガイドラインP48の記載表では「本発注工事の発注前年度から遡って3年間」と記載されています。一方P65では「審査及び評価の基準日の直前の表彰日の翌年度から遡って3年間」とあります。令和5年	3-5-4企業の技術力等（22）新技術開発に関わる受賞企業（ＷＴＯのみ評価）の評価対象期間は、「審査及び評価の基準日の直前の表彰日の翌年度から遡って3年間」となります。ガイ

- 質疑内容が明確に伝わるように記載下さい。
- 回答にあたっては、お時間を頂く場合があります。
- 公告中の個別工事に関する質問は、公平性の観点より回答出来ません。